

短期給付請求時のQ&A

今回は短期給付を請求される際に、皆様が持たれる疑問について、いくつかお答えいたします。
(その他、疑問点がございましたら、どんどんお問い合わせください!)



Q1 『結婚手当金』について
『結婚手当金』を請求する際の添付書類(戸籍抄本)は「写し」でいけませんか?

A1 「戸籍抄本」は原本を添付してください。
ただし、結婚した夫婦が両方とも公立学校共済組合石川支部の組合員である場合は一方の請求には写しを添付しても構いません。
※戸籍抄本(正式には「戸籍個人事項証明書」といいます。)



Q2 『療養費・一部負担金払戻金請求書』について
『療養費・一部負担金払戻金請求書』の「傷病の原因」欄、「療養年月日」欄は必ず記入しなければならないのですか?

A2 怪我等により治療用装具(コルセット等)を装着した場合には療養費等の支給対象となりますが、その「傷病の原因」によっては、共済組合が支給すべきでない場合もあります。例えば公務中に被った傷病(公務上災害対象)、また加害者がいる交通事故等で被った傷病(第三者加害対象)では支給対象外となります。
そのため請求書中の「傷病の原因」欄には「どこで何をしていたときに受傷したのか」を詳細に記入していただくようお願いいたします。(不明な場合は確認の連絡をいたします。)
なお、「外反母趾」等のような原因がはっきりしない傷病については「不明」と記入されても構いません。
「療養年月日」については、治療用装具等の費用を支払った領収書の日付を記入してください。



Q3 『傷病手当金請求書』について
『傷病手当金請求書』の「療養のため勤務できないことに関する医師の証明」欄は大変狭いですが、医者記入押印だけではいけませんか?

A3 「療養のため勤務できないことに関する医師の証明」欄には、必ず医師のコメントを記入していただくようお願いいたします。



Q4 『出産費等請求』について
出産費用の支払いで『直接支払制度』を利用すると、共済組合へ『出産費』の請求はしなくともよいのですか?

A4 『直接支払制度』を利用した場合、分娩費用が出産費(42万円もしくは39万円)を超えていても出産費附加金(5万円)は給付されますので『内払金支払依頼書』にて請求を行ってください。



Q5 『給付周期』について
請求書を提出すると、どれくらいで給付されますか?

A5 給付周期は給付の種類によって異なります。
『療養費(家族療養費)・一部負担金払戻金(家族療養費附加金)』については、月末までに共済組合が受理した請求分が、翌月末の給付となります。
『結婚手当金』・『出産費』・『育児休業手当金』・『傷病手当金』・『介護休業手当金』等については、毎月10日頃までに共済組合が受理した請求分をその月の月末に給付いたします。

